

制度を使うには

地域の相談窓口へ

相談

高知市社会福祉協議会やお住まい近くの地域包括支援センター、市役所の担当窓口などに気軽に相談してください。

家庭裁判所へ

手続き

診断書と必要な書類、手数料などが必要です。
※申立て手数料、登記手数料、その他郵送料、鑑定料など。

成年後見制度の開始

利用開始

成年後見人等が、ご本人の意思決定の支援もしながら必要な手続きなどをお手伝いします。
※成年後見人には、業務内容に応じて報酬が必要です。

主な相談窓口

高知市社会福祉協議会（中核機関）			
総合相談	成年後見サポートセンター	高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3階	TEL：088-856-5539 FAX：088-856-5549
高知市役所			
高齢	基幹型地域包括支援センター	高知市塩田町18-10 保健福祉センター1階	TEL：088-823-9121 FAX：088-821-6088
知的障がい	障がい福祉課	高知市本町5丁目1-45	TEL：088-823-9378 FAX：088-823-9370
精神障がい	健康増進課	高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター1階	TEL：088-803-8005 FAX：088-823-8020

※中核機関とは成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する総合相談窓口です。

成年後見制度



成年後見制度をご活用ください

成年後見制度は認知症や障がいなどにより、ひとりで決めることに不安や心配がある人が、様々な契約や手続きをするときに成年後見人等が本人の意思を尊重しながらお手伝いをする制度です。

例えば「お金の管理に自信がなくなってきた」、「離れて暮らす認知症の親が悪質商法の被害に遭わないか不安」、「自分が死んだ後に障がいのある子どもの生活が心配」などといったときには、成年後見制度のご活用をご検討ください。

高知市基幹型地域包括支援センター

成年後見制度について

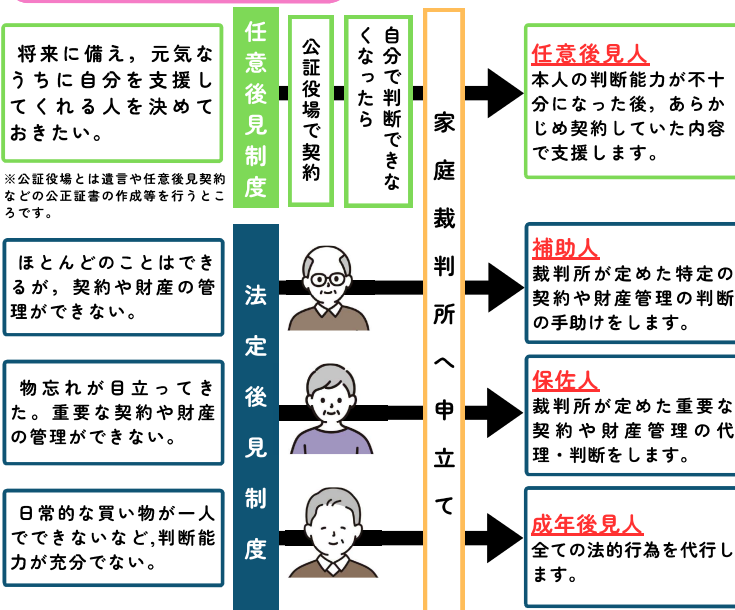
任意後見制度

この先、金銭管理や医療・介護の手続きなどをひとりでできるか心配になるときに備えて、元気なうちに、自分が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

法定後見制度

認知症や障がいなどで、金銭管理や医療・介護の手続きなどをひとりでできなくなったときに、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれ、手続きなどを支援してくれる制度です。

成年後見制度の利用までの流れ



どんな人が申立てできるの？

成年後見制度の申立て人になれるのは、本人、親族や市町村長などです。申立ての手続きは専門職に代行してもらうこともできます。

本人



四親等内の親族



市町村長



など

どんな人が成年後見人等になるの？

誰になるかは、本人の気持ちや暮らしなどから本人に合った人を家庭裁判所が決めます。

家族・親族



身近な頼れる人

市民後見人



必要な研修を受講した人

専門職



弁護士・司法書士
社会福祉士・行政書士等

法人・団体



社会福祉協議会
ばあとなあ高知

成年後見人等は何ができるの？

できること

- * 福祉サービス・介護の手続きや契約の手伝い
- * よくわからずにした契約の取り消し
- * 入院や施設への入所の手続きや支払いの手伝い
- * 保険料や税金の支払いやお金の出し入れの手伝い
- * 日常生活に使う金銭管理
- * 書類の確認や施設などへの改善の申し入れ
- * 手術について、本人の気持ちを伝える
- * 定期的な訪問や生活状況の確認 など



できないこと

- * 食事を作る、掃除をする
- * 日用品の買い物を代わりにする
- * 手術をする、しないを決める
- * 実際に介護をする
- * 毎日来てもらい、話し相手になってもらう
- * 施設入所や入院の際に身元引受人や保証人になる など

